

# 第1 政策評価の対象とした政策等

## 1 評価の対象とした政策

本評価の対象とした日本の政府開発援助(ODA:Official Development Assistance)は、平成4年6月30日に閣議決定された「政府開発援助大綱」(以下「ODA大綱」という。)に基づき、「開発途上国の離陸へ向けての自助努力を支援することを基本とし、広範な人造り、国内の諸制度を含むインフラストラクチャー(経済社会基盤)及び基礎生活分野の整備等を通じて、これらの国における資源配分の効率と公正や「良い統治」の確保を図り、その上に健全な経済発展を実現することを目的として」、外務省、財務省、経済産業省等を始めとする13府省の所掌に係る政策として実施されてきた。ODA大綱は、平成15年8月29日に改定(閣議決定)され(以下「新ODA大綱」という。)政府開発援助(ODA)は、「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」を目的として「開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する」ために、開発途上国の自助努力支援や国際社会における協調と連携等の基本方針の下に実施されている。

政府開発援助(ODA)は、

- 「 政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること、
- 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること、
- 資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないようになっており、グラント・エレメント(注1)が25パーセント以上であること、
- の三つの要件を満たす資金の流れを指す」

ものであるとされており(「政府開発援助(ODA)白書2002年版」(平成15年4月外務省))、また、財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)第21条第2項(注2)において、政府が直接又は間接に開発途上地域等に対して行う技術協力や無償又は有償の資金供与による協力(無償資金協力及び有償資金協力)等と定義されているものである。

(注1)「グラント・エレメント(Grant Element:G.E.)」:援助条件の緩やかさを表示するための指標であり、商業条件(金利10パーセントと仮定)の借金をG.E.0パーセントとし、条件(金利、返済期間、据置期間)が緩和されるに従ってG.E.のパーセントが高くなり、贈与の場合はこれが100パーセントとなる。

(注2)「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(抄)

(政府開発援助に係る改革の基本方針)

第21条(略)

2 前項に規定する政府開発援助とは、次に掲げるものをいう。

- 一 開発途上にある海外の地域等(以下この号において「開発途上地域等」という。)における経済及び社会の開発又は人道支援に寄与し、もって国際協力の促進に資することを目的として、政府が直接又は間接に開発途上地域等に対して行う協力のうち次に掲げるもの(次号に掲げるものを除く。)
- イ 技術協力
- ロ 無償の資金供与による協力
- ハ 有償の資金供与による協力(資金の供与の条件が開発途上地域等にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付けられているものに限る。)
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、この号の目的を達成するため必要な協力
- 二 前号の目的を達成するための活動に携わる国際機関等に対して行う出資並びに資金の拠出及び貸付け(同号ハの条件が付けられているものに限る。)であって、同号の目的達成に係るもの
- 三 前2号に掲げるものに係る調査、研究、企画、立案、実施等に直接又は間接に関連する事務

## 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（外務、文部科学担当）

平成14年5月から16年4月

## 3 評価の観点

本評価は、「必要性」、「有効性」及び「効率性」の観点に加え、政府開発援助（ODA）の特性に応じたものとされている「効果の持続性（自立発展性）」の観点から、13府省の所掌に關係する政策である日本の政府開発援助（ODA）について、一括して、全体として評価し、その総合的な推進に資するものである。

## 4 政策効果の把握の手法

本評価においては、後述（第2-4）する政府開発援助（ODA）の特性を踏まえ、各種調査結果のデータを基に、日本の政府開発援助（ODA）を巨視（マクロ）的に「必要性」、「有効性」及び「効率性」の観点から概観するとともに、

政府開発援助（ODA）に係る既往の評価結果等の分析を行うことにより、教訓・課題を導き出し、必要な検証を行うこと（いわゆる「メタ評価」）

政府開発援助（ODA）の効果的かつ効率的な実施のための制度運営の論理（ロジック）を検討し、そのモデル（以下「ロジック・モデル」という。）を作成すること（いわゆる「制度分析的視点での再調査・分析（レビュー）」）

により、効果の持続の有無及びその見込みを把握し、その結果に基づいて、「総合性確保」のために必要な検討要素及び援助手法について分析評価を行うこととした。そのために、具体的には、

政府開発援助（ODA）に係る各種文献と外務省、独立行政法人国際協力機構（旧・国際協力事業団。以下「JICA」という。）及び国際協力銀行（以下「JBIC」という。）の既往の評価結果報告書等のレビュー

政府開発援助（ODA）関係の国内外の政府機関、実施機関、関係者等へのインタビュー

事例研究（ケーススタディー）

等の手法を採った。

## 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価における調査分析の過程及び評価書の作成に当たっては、次のとおり、学識経験を有する者から評価全般に係る意見や調査・分析手法等に関する具体的な助言等を得て、評価の結果に反映させた。

平成14年8月以降、評価監視官（外務、文部科学担当）の主催による「「経済協力（政府開発援助）に関する政策評価（総合性確保評価）」に係る研究会」を4回開催し、評価手法や調査・分析手法等に関し具体的な助言等を得た。

日本の政府開発援助（ODA）の評価についての現状や課題等について、当該評価の経験者から、面談又は書面により聴取した。

総務省に置かれた政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

#### 6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

日本の政府開発援助(ODA)については、従来から、外務省、JICA及びJBICを中心に事後評価が行われており、本評価においては、当該評価結果に係る資料を含め、次のような資料等を使用した。

外務省：「政府開発援助(ODA)白書」、「我が国の政府開発援助の実施状況」、「経済協力評価報告書」、「ODAホームページ」等

その他12府省：政府開発援助関係の刊行物、ホームページ等

JICA：「国際協力事業団年報」、「事業評価年次報告書」、ホームページ等

JBIC：「年次報告書」、「国際協力便覧」、「円借款活動レポート」、「円借款案件事後評価報告書」、ホームページ等

政府開発援助(ODA)関係公益法人等：政府開発援助関係の刊行物、評価報告書、ホームページ等

政府開発援助(ODA)に関する各種文献、関係審議会等の答申、提言